

◇ 海外送金による贈与をめぐる判決

Q : 日本国内の親から海外に居住する外国籍の子に対する送金が国内財産の贈与かどうかをめぐる争われた裁判で、国側逆転勝訴の判決が出たようですが、その内容を教えてください。

A : 送金される前、つまり財産が国内にあった時に贈与契約が成立していたものとして、国内財産の贈与にあたるかの判断がなされました。

【解説】

この事件は、国内の親から海外の子に贈与が行われたときに財産が国内にあったかどうかをめぐる争われたものです。

原告である納税者は海外に居住し、外国籍であるため、国内財産の贈与についてのみ贈与税を納める義務があります。ところが、当事者間で贈与契約書を作成していなかったため、いつ（どこで）贈与契約が成立したのが問題となりました。

納税者側は、送金を受ける前に贈与者から贈与の意思を伝えられてはならず、海外で財産を受け取った時に初めて贈与契約が成立したのだから国内財産の贈与ではないと主張し、一番の東京地裁判決（平成14年4月18日）では、この主張を認めていました。

ところが二審の東京高裁の判決（平成14年9月18日）では、送金が行われる前にあらかじめ贈与契約があったはずであり、その時点では財産は国内にあったのだから贈与税がかかるという課税当局の主張を認め、国側逆転勝訴の判決となりました。

